

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

2013年は「可視化元年」か?!

法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」は、取調べの録画・録音制度について、第9回(2012年4月17日)、第10回(同年5月24日)、第13回(同年9月19日)の各会議で議論してきた。これに続き、同年12月25日に第17回会議が開かれ、このテーマについて、さらに議論されている。以下、その議論経過などを振り返りつつ、果たして、2013年は「可視化元年」になるのかどうか、報告することとしたい。

1 法制審・特別部会の 2012年12月25日の議論

12月25日(第17回会議)の取調べ録画・録音制度をめぐる議論の論点として設定されていたのは、第13回会議と同様、次の各点である。

- ① 捜査機関への義務付け(甲案)か録画・録音のない場合の証拠能力での規制(乙案)か
- ② 「全過程」原則か一部分にとどめるか
- ③ 録画・録音の影響「全過程」原則としたとき、例外は何で(何ををもって例外と定め)、どのような範囲とするか
- ④ 対象事件
- ⑤ 身体拘束下に限るか
- ⑥ 法的効果(証拠能力)論の構成(従来の原則—自白法則など—のままでよいかどうか)
- ⑦ 参考人取調べを対象とするか

冒頭、現在の日弁連構想に則った宮崎誠委員の力強い発言があった。これに対し、主に捜査機関側は、従来のように消極論を展開した。ただ、消

極論が述べられてはいるものの、論点自体は、上記③の例外論(広範な例外を求めるという論調)にシフトしつつあるようにも思える。有識者の多数が上記②につき「全過程」原則論を述べられ、かつ、①については研究者をも含め義務付け論が多数化しつつあるなか、「かすか」と評すべきかもしれないが、議論全体が移行しているとみられなくはない。実際、但木委員(元検事総長)は、対象事件は裁判員対象事件に限定して始めるとの見解ではあるものの、「全過程」原則から逃げるわけにはいかないとの趣旨を述べられていた。さらには、まずは検察官の取調べからの「全過程」論も数人の委員の意見として登場している。

ちなみに、当本部の小坂井久副本部長は、①について甲案かつ乙案、⑥については法定証拠主義で証拠能力とのリンクは当然、③について影響問題は、例外による入口規制でなく、公判再生などの出口規制で足る、④については対象事件は全事件だが段階実施は否定しない、⑤につき、形式的な身体拘束に限定し志布志・氷見・足利で生じた

問題を補足できないのであれば制度として意義がない、といった趣旨を述べている。ただ、これらについては捜査機関や一部研究者からの反発も強い。たとえば、法的効果問題については、川出敏裕幹事から理論的な反論があった（これに対し、後藤昭委員が再反論する場面もあった）。

2 今後の展望 ～2013年は「可視化元年」か?!

このように議論は、大きな対立点を内包したまま、少しずつ動いているとはいえるのではないか。このような経過のなか、法務省事務局において、2013年1月には「中間とりまとめ」（たたき台）を出し、第18回（2013年1月18日）、第19回（同年1月29日）は、これにもとづく議論がなされる。

もとより、同部会での議論はいわゆる可視化問題に限らず、広範なものである。通信傍受、身体拘束、答弁取引、証拠開示（リスト開示に焦点化しつつある）、2号書面、手続二分など数々の論点が様々の立場から述べられ、問題は錯綜し、かなり複雑化する様相を呈している。議論の広がりの中には、「改革」が進まないということもありえよう。たとえば、2012年12月25日の会議でも、有罪答弁に関わる議論がなされたものの、結局は、即決裁判のリニューアルと言うレベルの論議に終始した憾もある。

ともあれ、「中間とりまとめ」（たたき台）では、方向性が打ち出されるものと、なお方向性の定まらないものが混在している。従来の議論経過か

らみて、録画・録音制度については「全過程」原則が唱われることが期待されたが、これも、まずは両論併記となっている。議論はまだまだもつれるであろう。

さて、上記部会は、予備日として第20回（2013年2月5日）を設定しているが、その後の日程は未だ定められていない。もとより特別部会の議論は、さらに継続されるが、一説では、2013年2月以降、作業部会をも設置し、具体的な要綱（さらには法案）作成作業に入るとも言われている。既に新聞報道がなされているように、法制審特別部会の法改正案は2014年までずれこむのではないかとの観測もある。

さて、2013年は「可視化元年」であろうか。

2013年度中に可視化法の制定に至らない蓋然性は低くない。その意味で、制度上の「可視化元年」とは言えないかもしれない。しかし、法案の実質的内容が相当に詰まってくることは確かであろう。

同時に、今、運用（試行）が相当多数へと拡大されてきており、この運用が不可逆的なことは間違いない。「一部録画しかないので捜査段階供述の証拠能力を認めない」との裁判例が2013年度中にされるとすれば、それは、まさしく運用上の「可視化元年」というべきである。その意味で、すべては弁護活動にかかっている。

というわけで、2013年は「可視化元年」であるかもしれない。この連載をもう1年継続させていただく所以である。